

## ■農業用排水施設の整備

(事業名)	事業主体	県
県営かんがい排水事業		

### ■事業の目的

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図る。

また、農業生産効率及び競争力の向上のため、農業用排水施設の水管理省力化、長寿命化、安全性の向上を図る。

### ■事業のポイント

<保全合理化型>

- 一般型に比べ、地元負担が少ない  
※（ ）内は中山間地域
- 一般型に比べ、受益面積が小さい地域でも事業の実施が可能
- また、施設管理者等が同じであれば、複数路線をまとめた実施も可能（団体営規模とされていた施設が県営事業で実施可能）

### ■事業内容

① 一般型	
農業用排水施設の新設、廃止又は変更	
② 保全合理化型	
用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
管理省力化施設整備	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に付帯する施設の整備
安全施設整備	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
水利用調整	水利使用の見直し、関係機関との調整等の活動
施設計画策定	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
機能保全計画策定	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画の策定

## ■ 施工事例

### 用排水施設整備（用水路改築）



実施前



実施後（パイプライン化）

### 用排水施設整備（揚水機場整備）



実施後（揚水機場）



実施後（揚水機場内ポンプ）

### 用排水施設整備（用水路表面補修）



実施前



実施後

用排水施設整備（排水路表面補修）



実施前



実施後

用排水施設整備（ゲート補修）



実施前



実施後

管理省力化施設整備



自動除塵機の設置



水管理システムの整備（イメージ）

## ■対象地域

県内全域

## ■採択要件

① 一般型	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設の新設，廃止又は変更であって，受益面積が概ね200ha以上でありかつ，末端支配面積が概ね100ha以上のもの。</li> <li>・現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更であって，受益面積が概ね100ha以上であり，かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの。</li> </ul>	
② 保全合理化型	
用排水施設整備	受益面積20ha以上、農地集積計画を策定
管理省力化施設整備	用排水付帯施設の整備で事業費2千万円以上
安全施設整備	事業費2千万円以上及び、県営かんがい排水事業と併せ行う場合で2百万円以上
水利用調整	農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること 等
施設計画策定	事業費2百万円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること
機能保全計画策定	末端支配面積10ha以上

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分		国	県	地 元
一般型	取水施設機能障害	50%	35%	15%
	それ以外（一般型）	50%	29%	21%
保全合理化型	用排水施設整備	(55%)	(30%)	(15%)
	管理省力化施設整備	50%	31%	19%
	安全施設整備	(55%)	(32%)	(13%)
		50%	32%	18%
	水利用調整	(55%)	(45%)	—
		50%	50%	—
施設計画策定	定額	—	—	
機能保全計画策定				

※（ ）内は中山間地域

※施設計画策定及び機能保全計画策定の定額は令和7年度まで

## ■農業用排水施設の整備

(事業名) 団体営基盤整備促進事業 (安全対策促進型)	事業主体 市町村 土地改良区
-----------------------------------	----------------------

### ■事業の目的

農業水利施設への転落事故等の危険性が増大しており、農業水利施設の安全対策を緊急的に推進する。

### ■事業内容

農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

総事業費 2 百万円以上

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区

負担区分：国：50（55）%、市町村等：50（45）%

## ■農業用排水施設の整備

(事業名) <b>県営基幹排水対策特別事業</b>	事業主体 県
------------------------------	--------

### ■事業の目的

田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から、排水条件が不良で転作が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を行う。

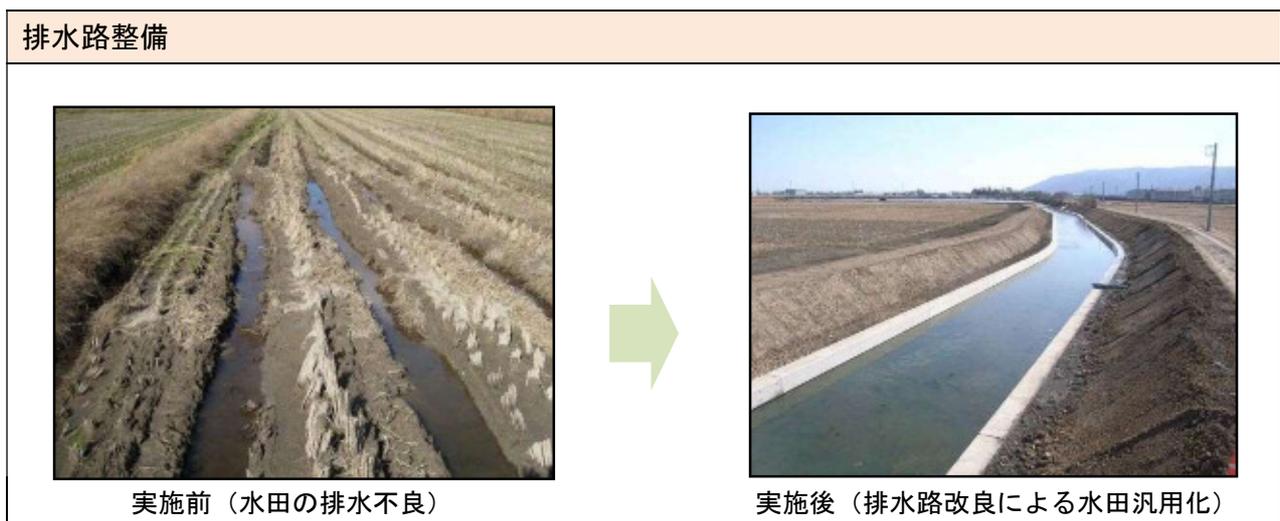
### ■事業のポイント

- 排水施設の機能が十分ではないため湛水被害を来す水田又は常時地下水位が高い水田を対象に、水田汎用化のための排水改良を実施
- 採択要件受益面積20ha以上、末端支配面積5ha以上で県営施行が可能

### ■事業内容

- 1) 麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水路、排水機場、排水樋門等の更新又は整備
- 2) 上記1)に附帯して行う用水路、区画整理、客土、暗きょ排水等の整備

### ■施工事例



## ■対象地域

県内全域

## ■採択要件

- 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね50%以上であること。
  - ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
  - イ 常時地下水位が高い水田
  - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 受益面積がおおむね20ha以上であること
- 末端支配面積が5ha以上であること

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%